生活サポート総合補償制度

AIUの普通傷害保険

(知的障害者等福祉団体傷害保険特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット)



病気やケガまたはその検査のため入院したとき

A 入院給付金 (付添介護、差額ベッド費用、入院諸費用、入院一時金)

他人にケガをさせたり、他人のものを壊して法律上の賠償責任を負ったとき

B個人賠償責任保険金(限度額1億円)

ケガをしたとき

C 死亡・後遺障害・入院・通院・手術の各種保険金



病気で死亡したとき

D葬祭費用保険金

全国知的障害児者生活サポート協会

埼玉県知的障害児者生活サポート協会

ご加入者の皆様へ

本書裏面の補償内容(概要)および別紙の重要事項説明書には、ご契約にあたっての重要な事項(「契約概要」・「注意喚起情報」)が記載されていますので、必ずご一読ください。 特に、「保険金をお支払いできない主な場合」等、皆様にとって不利益な情報が記載された部分につきましては、その内容について必ずご確認ください。

A 病気やケガで入院したときの補償 人 に (既往症、てんかん発作などによる入院も対象となります。)

被保険者(保険の対象となる方)が病気やケガまたはその検査により、補償期間中に開始した 入院が3日を超えた場合に、次の保険金をお支払いします。

①付添介護保険金(傷害疾病付添介護保険金)

付添介護を 1日につき 8,000円 (補償期間中30日限度)

② 差額ベッド費用 (傷害疾病入院時室料差額費用保険金)

差額ベッド代が1日につき 3,000円 (補償期間中30日限度)

3入院諸費用(傷害疾病入院諸費用保険金)

入院1日につき 1,000円 (補償期間中30日限度)

4 入院一時金 (傷害疾病入院一時金) 1 入院につき 5,000円



- ・当制度に中途で加入された場合、病気による入院については、ご加入日(補償開始日)より30日を経過した日の翌日以降に開始した入院がお支払いの対象となります。
- へ別をします。 ・入院一時金は、付添介護保険金、差額ベッド費用、入院諸費用のいずれかの 保険金をお支払いする対象の日数が30日に達するまでの入院を、お支払い の対象とします。
- 入院一時金の単独でのご請求はできません。
- ·ケガの場合は、ケガによる入院保険金(C-③)と重複してお支払いします。
- ・地震・噴火・津波によるケガは、C-③のみのお支払いとなります。

日常生活中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

他人への損害賠償 対人・対物

1事故 1億円限度 (自己負担額なし)

- ・同じ行為を繰り返し、他人に損害を与え た場合は制限することがあります。
- ・他人の物でも、預かったり借りている物への損害は賠償の対象とはなりません。
- でんかん性の発作に直接起因する場合は補償の対象となりません。
- ・施設職員が業務中に施設利用者から被害 を受けた場合は、通常政府労災保険の適 用となります。



ケガをしたときの補償

地震・噴火・津波危険補煙特約セット

死亡・後遺障害・入院・通院・手術 各保険金

被保険者が偶然の事故により補償期間中にケガを被った場合に、次の保険金をお支払いします。

①ケガによる死亡(死亡保険金) 10万円

事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで死亡された場合、ご契約いただいた保険 金額の全額をお支払いします。

②ケガによる後遺障害(後遺障害保険金) 3千~10万円

事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで、身体に障害が残った場合、障害の程度に応じて保険金額の3%~100%をお支払いします。

③ケガによる入院 (入院保険金)1日 3,000円 (180日限度)

事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで入院により平常の業務や生活が全くできなくなった場合は、1日につきご契約の保険金日額を事故の日からその日を含めて180日を限度としてお支払いします。

④ケガによる通院 (通院保険金)1日 2,000円

(90日限度) 事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで、医師の治療を受けた場合は、通統(往診を含む)日数に対し、1日につきご契約の保険金日額を事故の日からその日を含めて180日以内の90日を限度としてお支払いします。

手術の種類により

⑤ケガによる手術12万円、6万円、3万円

入院保険金をお支払いする場合で、事故の日からその日を含めて180日以内に、そのケガの治療のために所定の手術を受けたときは、入院保険金日額に所定の手術の種類に応じて定めた倍率(40倍、20倍、10倍)を乗じた額をお支払いします。1事故につき1回の手術に限ります。

- ・急激性のない自傷行為は補償の対象となりません。
- ·てんかん性の発作に直接起因するケガは補償の対象となりません。
- ・地震、噴火またはこれらによる津波によるケガも補償します。

病気で死亡したときの補償

葬祭費用保険金(養属養祭

被保険者が補償期間中に病気により死亡し、補償期間中または補償期間の終了日から60日以内に葬儀が行われた場合に、親族の方が実際に負担された葬祭費用をお支払いします。

10万円限度



被保険者(補償の対象者)

知的障害児者または自閉症児者

保険期間(保険のご契約期間)

2011年4月1日から2012年4月1日午後4時までの1年間

加入方法・掛金

新規加入

加入依頼書にご記入・ご捺印の上、1・2枚目を事務局へお送りください。(3枚目はお客さま控です)掛金は口座振替となりますので加入依頼書の金融機関欄もご記入・ご捺印ください。

掛 金…17,000円(保険料 14,810円)

【口座振替日:5月12日(金融機関が休日の場合は翌営業日)】

締切日…3月18日

*次年度以降、口座振替により自動的に継続されますので手続きは不要です。〔継続加入の口座振替日:毎年5月12日(金融機関が休日の場合は翌営業日)〕

■中途加入(補償期間:加入日(毎月1日) ~2012年4月1日午後4時)

加入依頼書にご記入・ご捺印の上、事務局へお送りください。 (次年度以降、掛金は口座振替となりますので、加入依頼書の 金融機関欄もご記入・ご捺印ください。)詳しくは、事務局まで お問い合せください。

掛 金…右の掛金表にてご確認ください。

締切日…毎月20日

加入日…締切日の翌月の1日

(注)当制度に中途で加入された場合、病気による入院給付金については、ご加入日 (補償開始日)よりその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に開始した 入院がお支払いの対象となります。 加入日が3月1日の設定はありません。

加入日	掛金(保険料)		
5月1日	15,320円(13,140円)		
6月1日	13,930円(11,960円)		
7月1日	12,540円(10,750円)		
8月1日	11,140円(9,550円)		
9月1日	9,740円(8,370円)		
10月1日	8,370円(7,190円)		
11月1日	6,980円(5,980円)		
12月1日	5,560円(4,780円)		
1月1日	4.190円(3,600円)		
2月1日	2,800円(2,400円)		

2010年11月1日現在

*掛金には制度運営費が含まれます。

*上記の保険料は加入者10,000人以上の場合です。 加入者数は補償期間開始日時点での人数になります。

当制度は団体契約のため、最終加入者が確定後、加入者証は加入依頼者(保護者)の方宛てにお届けします。加入者証が届くまでの間、当パンフレットと加入依頼書(お客さま控)を契約控としてお持ちください。

●記入例と記入上の注意

1 下記項目をご記入ください。

保護者(加入依頼者)の住所・ お名前を必ずご記入ください

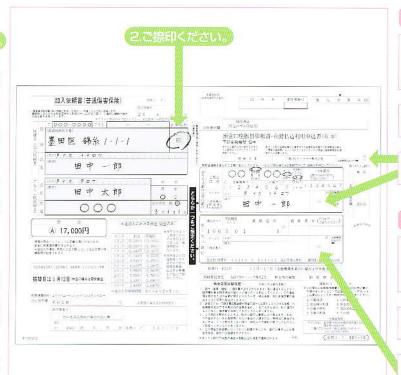
ご本人(被保険者)のお名前・ 性別・生年月日・所属を必ずご 記入ください

3枚目をお客さま控とし1枚目、 2枚目をご提出ください

●個人情報の取扱いについて

引受保険会社は、このご契約に関する個人情報を以下の目的などのために利用します。各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金などのお支払いプリ連 後社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理/弊社業務に関する情報提供・連営管理、商品・サービスの充実など。

詳細についてはAIU保険会社ホームページ (http://www.aiu.co.jp/) に掲載のブラ イバシーポリシーをご覧ください。



カニナ ・銀行 NA の銀行 小提合

普段お取引のある金融機関名 および支店名・預金種目・口座 番号をご記入ください(店番 号は記入不要です。)

金融機関お届けの名義を正確 にご記入ください

金融機関お届印を忘れずに 2か所ご捺印ください

ゆうちょ銀行の場合

普段お取引のあるゆうちょ銀 行の通帳記号・通帳番号をご 記入ください(通帳番号は右 からつめてご記入ください)

ゆうちょ銀行お届けの名義を 正確にご記入ください

ゆうちょ銀行お届印を忘れず にご捺印ください 3 いずれか一方をお選びください。 ゆうちょ銀行時金口座またはゆうちょ銀行以外の銀行の預金口座の

保険金名	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害疾病付添介護 保険金	被保険者が病気を発病またはケガを被り、その直接の 結果として補償期間中に開始した入院が3日を超えた 場合 ※ 病気については、補償期間開始以前の発病につい てもお支払いの対象となりますが、ケガについては、 補償期間開始後に被り、かつ、事故の日からその日を 含めて180日以内に医師の治療を開始した場合にお	3日を超えた日以降の別途約款に定める介護人による 付添介護を受けた入院1日につき傷害疾病付添介護保 険金をお支払いします。ただし、補償期間を通じて30 日を限度とします。	● 次に掲げる事由のいずれかにより、被保険者が被った病気またはケガについては保険金をお支払いてきません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。 3 被保険者の原薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によって被った病気またはケガ。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによ
傷害疾病入院時 室料差額費用保険金 傷害疾病入院諸費用 保険金	支払いの対象となります。 ※ 当制度に中途で加入された場合、疾気による入院 (こついてはご加入日(補償開始日)よりその日を含め て30日を経過した日の翌日以降に開始した入院が お支払いの対象となります。 中途加入時の補償期間が30日に滅たない場合は、	3日を超えた日以降の差額ペッド代が生じた入院1日につ き傷害疾疾入院時室料差額費用保険金をお支払いします。 ただし、補信期間を通じて30日を限度とします。 3日を超えた日以降の入院1日につき傷害疾病入院諸 費用保険金をお支払いします。ただし、補償期間を通じ	高泉を目的という。 (金) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本
傷害疾病入院一時金	ご加入できませんので、ご注意ください。	て30日を限度とします。 3日を超えた一回の人院について一回に限り、傷害疾病入院・時命の全額をお支払いします。ただし、傷害疾病入院時室料差額費用保険金・傷害疾病入院時室料差額費用保険金・傷害疾病入院院時金のいずれかの支払日数が30日に達した日以降の入院については傷害疾病入院・時命をお支払いできません。	
個人賠償責任保険金	被保険者が、次の事故により他人にケガをさせたり他人の物に損害を与えて法律上の賠償責任を負った場合・投保険者の居住用の住宅および高一敷地内の動産の所有、使用または管理に起因する偶然な事故・被保険者の日常生活に起因する偶然な事故(注)本人の他、本人の親権者およびその他の法定の整審務者、本人の配偶者、本人もしくはその親権者または本人の配偶者と生計を共にする同居の親族、本人もしくはその親権者または本人の配偶者と生計を共にする別居の未婚の子も按保険者となります。また、本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故完生の時におけるものをいいます。	回の事故につき、ご加入の個人賠信責任保険金額を限度 として得言賠償金などをお支払いします。 ※ 賠償金額の決定にあたっては、事前に引受保険会社 の承認が必要です。その際に、保険会社は、被害者との 示談、調件等の法律行為を行うことができませんが、 害者からの損害賠償請求に対して、その解決に当たるた めの助言、協力を行うことができます。 ※ 同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合 でも、受け取られる金額がご負担額を超えることはあり ません。 ※ 第二者の物を損壊した場合、それを新しく購入した金 額をお支払いする保険ではありません。破損物が事故 口時点でとれくらいの価値であるか、時価約)を貸出し、 その金額がお支払い位を保険ではあります。ただし修理可能な 場合は修理代金でのお支払いとなります。ただし修理可能な 場合は修理代金でのお支払いとなります。に方一、修理 代金が時価額を超えた場合は時価額でのお支払いとなります。のます。	● 次に掲げる事由のいずれかによって生じた賠責任については保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者または被保険者の故意によって生した賠償責任 ② 地震・順火・津波に起囚する賠償責任 ② 地震・明人・津波に起囚する賠償責任 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内害、副長反乱その他とれらに類似の事変または暴動に表する賠償責任 ④ 被保険者の職務遂行に回接起因する賠償責任(毎)上の賠償責任(毎)、企業の必要を制定して、金の所有、使用、管理に起因する賠償責任(力)、被保険者の心神喪失に起因する賠償責任(力)、被保険者が所有、使用または管理する財物の対象について、その財物について、工当な権利を有る者に対して負担する賠償責任(一)、本で、大きの財物について、この財物について、この財物について、この財物について、その財物について、この財物について、その財物について、この財物について、その財物について、この財物について、その財物について、この財物について、その財物について、であり対象に対して負担する賠償責任(一)、など。
死亡保険金	被保険者が偶然な事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	ご契約いただいに保険金額の全額をお支払いします。 (注)死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払い しますが、支払保険金の総額は、死亡・後遺障害保険金額 をもって保険期間中のお支払いの限度とします。	
後遺障害保険金	偶然な事故によるケガが原因で、事故の発生の日から その日を含めて180日以内に被保険者の身体に後遊 障害が生じた場合	後追障害の程度に応じて、ご契約いただいた保険金額 の3%~100%をお支払いします。	
入院保険金	被保険者が偶然な事故によって被ったケガにより、事故 の発生の日からその日を含めて180日以内に平常の 業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、 かつ、入院した場合	入院日数1日につき、ご契約の人院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数をお支払いの限度とします。	連転 ①被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術その他の医療処置
	入院とは、医師による治療が必要な場合で、自宅などで の管理下において治療に再念することをいいます。	の治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師	⑦戦争、外国の武力行使、革命などの事変や暴動⑧放射線照射や放射能汚染「⑨ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、
手術保険金	入院保険金が支払われる場合で、事故の日からその日 を含めて180日以内にそのケガの治療のために所定 の手術を受けた場合		ッククライミング(フリークライミングを含む。)、、 空機操縦(職務として操縦する場合を除く。)、ス イダイビング、ハンググライダー搭乗その他これ
通院保険金	被保険者が偶然な事故によって被ったケガにより、事故の 日からその日を含めて180日以内に平常の業務に従事 することまたは平常の生活に支煙が生じ、通院した場合	ます。ただし、事故の日からその日を含めてTBULI以内の美際に通院した日数のうち、90日をお支払いの限度とします。	に類する危険な運動
	通院とは、医師による治療が必要な場合で、病院または診療所	に通い、または往診により、医師の治療を受けることをいいます。 ・	
疾病葬祭費用保険金	被保険者が補償期間中に病気により死亡し葬儀が行われた場合	保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、ご加入の保険金額を限度として、その費用の負担者に疾病業祭費用保険金をお支払いします。ただし、葬祭等を開始した日が補償期間中である場合または補償期間の終了日から80日を経過する日までの間である場合に取ります。 ※ 同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額がご負担頭を超えることはありません。	気による放保映着の死亡については保険金を受け取る 払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取る き者の放意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 被保険者による自動車、バイク(原動機)打画車を含む

次の場合、ただちに下記へご連絡ください。

(1)補償期間中にこの制度の対象となる事故にあわれた場合は、各事務局、担当代理店またはAIU保険会社に30日以内にご通知ください。その後の手続きについてご案内します。正当な理由無くご通知を (1) 開展所向中にこの制度の対象とある事故にのわれた場合は、合事務局、担当代理店またはAID体検表在に3Dロ以内にご選加ください。その後の手続きについてご案内します。正当は理由制度けなかったときなどの場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。
(2) 後日お配りする加入者証の記載内容に変更があったとき 例えば住所変更など。
(3) 保険の内容あるいは手続きについてのお問合せ(このバンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては担当代理店または引受保険会社にお問い合せください。)

ご契約に際しましては、事前に重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずお読みください。

引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。

受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

事務局:埼玉県知的障害児者生活サポート協会(加入依頼書等送付先)

TEL:048-824-9881 FAX:048-824-9881 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-15-3 母子福祉会館内

担当代理店

株式会社ジェイアイシー

〒163-0553 東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル36階 **TEL:03-5321-3373 FAX:03-5321-4774** 引受保険会社



保険 AIU保険会社 首都圏第一営業本部

〒105-0004 東京都港区新橋5-11-3 新橋住友ビル6階 TEL: 03-5473-3601

(D-000410 2012-12)

http://www.aiu.co.jp